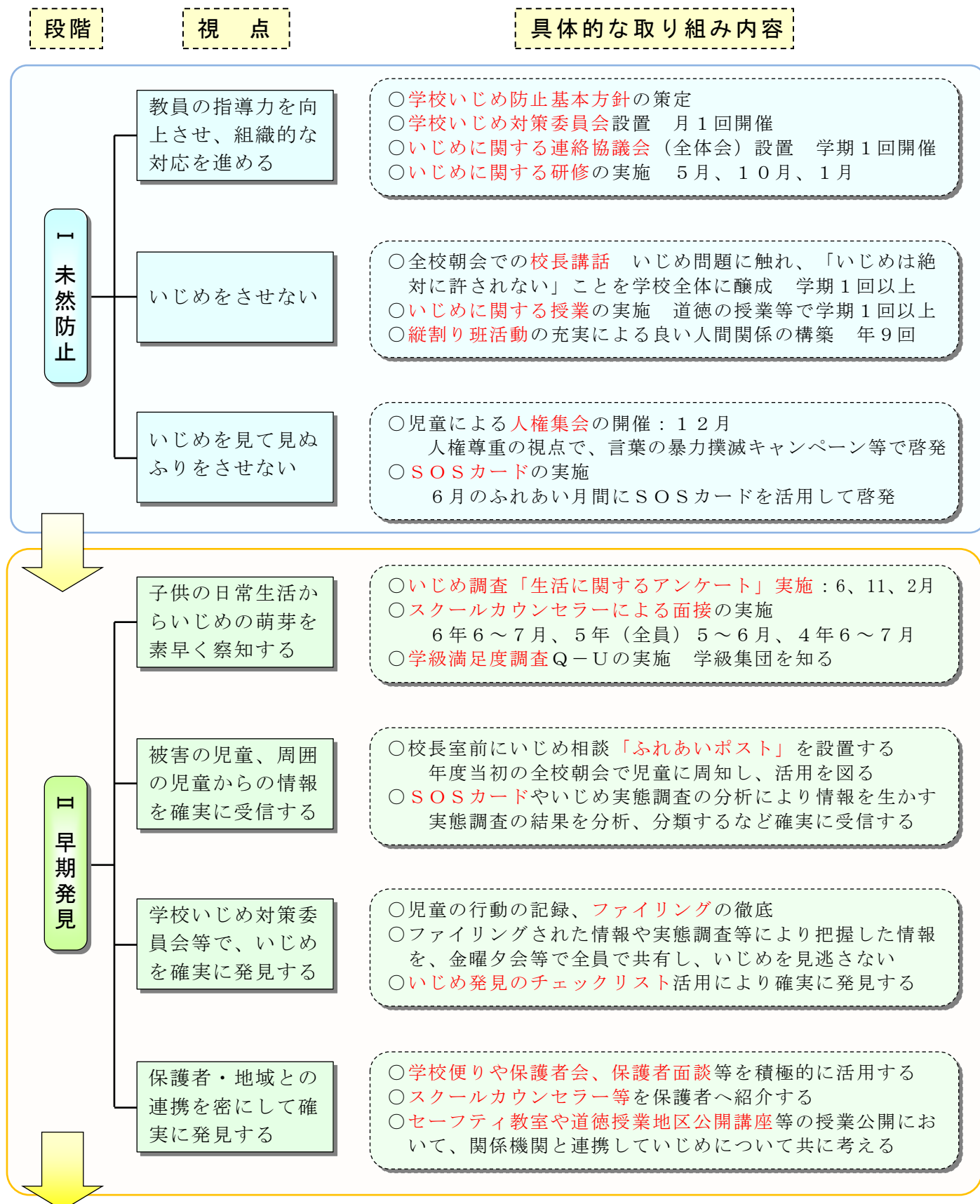


7 4つの段階に応じた具体的な取り組み

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取り組みの視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。



目 早期対応

学校いじめ対策委員会を中心に対応する

- 把握した情報に基づき、対応方針を策定する
迅速かつ的確に対応できるように方針を明示する
- 教職員の役割分担を明確にして対応する
情報を共有しながら各自が齟齬無く組織で動く

被害の児童、加害の児童、周囲の児童へも対応する

- 被害児童の安全確保を最優先に対応する
- スクールカウンセラー等を活用したケアに努める
- 加害児童に対して組織的・継続的に観察・指導する
- いじめを伝えた児童の安全・安心を確保する

市教育委員会等、関係機関と連携して対応する

- 市教育委員会への報告・連絡・相談を速やかに行う
- 市教育委員会による指導・助言・支援を仰ぎ、対応する
- 市教育相談室等、関係機関の協力を仰ぎ、対応する
- 学校サポートチームを通じて警察・児相等と連携する

保護者・地域との連携を密にして確実に対応する

- いじめ対策保護者会を開催し、連携を密にする
正しい情報を共有し、対応方針等を理解していただく
- 学校外における突発的な事故防止に努める
評議員・地域を活用した登下校時の見守り等を強化す

重大事態への対応

被害の児童を保護し、心のケアに努める

- 被害児童を、複数の教員によりマンツーマンで保護する
- スクールカウンセラーによる心のケアを実施する
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する
- 適応指導教室への通級等を実施する

加害の児童へ必要な措置の実施と心のケアに努める

- 被害児童とは別室での学習を実施する
- 警察への相談・通報を行う
- 加害児童の懲戒や出席停止等を実施する
- 加害児童とその保護者に対するケアに努める

市教育委員会と連携し、専門機関等との連携を広げる

- 市教育委員会への報告、連携を密にする
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携する
- 都教育委員会のいじめ問題解決支援チームを活用する
- 弁護士等、法の専門家から指導・助言を仰ぐ

保護者・地域との連携を確実に行い、緊急対応を実施

- いじめ対策緊急保護者会を開催し、連携を確実にする
- PTA役員・学校評議員と連携を密にし、協働する
- 民生・児童委員等と連携し、家庭・地域と対応する
- マスコミ等へ適切に対応し、個人情報保護に努める

いじめ防止対策推進法に基づく措置を講じる

- 法第28条に基づき、必要な措置を講じる
当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査等の実施
- 法第30条に基づき、必要な措置を講じる

昭島市いじめ問題
特別調査委員会

昭島市いじめ問題
調査委員会